

製造業特定技能外国人材相談窓口

Pick up FAQ

多く寄せられるご質問の解説

「技能実習からの移行、技能実習修了者の受入れ」

1. 特定技能の業務区分と技能実習2号移行対象職種との関係とは？（1 / 2）



- 技能実習2号移行対象職種に対応する業務区分以外の業務に従事することを希望する場合は、希望する業務区分の製造分野特定技能1号評価試験に合格する必要があります。



▶ 技能実習2号を修了後、特定技能1号を取得し就労している特定技能外国人が、他の業務区分の技能試験を受験して合格した場合在留資格を得ることができれば両方の業務に携わることは可能です。

1. 特定技能の業務区分と技能実習2号移行対象職種との関係とは？ (2 / 2)



人材側		技能実習2号移行対象の職種名・作業名と、特定技能1号対象業務区分の関係を確認	
特定技能1号対象業務区分	技能実習2号移行対象		
	職種名	作業名	
鑄造	鑄造	鑄鉄鑄物鑄造、非鉄金属鑄物鑄造	
鍛造	鍛造	ハンマ型鍛造、プレス型鍛造	
ダイカスト	ダイカスト	ホットチャンバダイカスト、コールドチャンバダイカスト	
機械加工	機械加工	普通旋盤、フライス盤、数値制御旋盤、マシニングセンタ	
金属プレス加工	金属プレス加工	金属プレス	
鉄工	鉄工	構造物鉄工	
工場板金	工場板金	機械板金	
めっき	めっき	電気めっき、溶融亜鉛めっき	
アルミニウム陽極酸化処理	アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理	
仕上げ	仕上げ	治工具仕上げ、金型仕上げ、機械組立仕上げ	
機械検査	機械検査	機械検査	
機械保全	機械保全	機械系保全	
電子機器組立て	電子機器組立て	電子機器組立て	
電気機器組立て	電気機器組立て	回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て、回転電機巻線製作	
プリント配線板製造	プリント配線板製造	プリント配線板設計、プリント配線板製造	
プラスチック成形	プラスチック成形	圧縮成形、射出成形、インフレーション成形、ブロー成形	
塗装	塗装	建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装、噴霧塗装	
溶接	溶接	手溶接、半自動溶接	
工業包装	工業包装	工業包装	

例)
 技能実習2号移行対象職種「機械加工（作業はいずれでも可）」を良好に修了した場合には、特定技能においては業務区分「機械加工」に移行することが可能。

2. 「技能実習2号を良好に修了した」と判断する要件とは？



「技能実習2号を良好に修了した」とは、以下の要件を満たす必要があります

必須

技能実習を
2年10か月以上で修了



①・②いずれか

- ①技能検定3級等に相当する技能実習評価試験に合格
- ②技能実習生に関する評価調書がある

※ 評価調書は、事情に鑑み提出を省略できる場合があります。技能実習（2・3号）活動中の者が実習計画を中断し、特定技能へ在留資格を変更することはできません。但し、技能実習中であっても申請は可能です（詳細は最寄りの出入国在留管理局へお問い合わせください）。

----- 技能実習2年10か月以上での修了は必須です（技能検定3級等合否問わず） -----

OK



技能実習2号として在留時、
2年10か月以上実習を修了し、
かつ、上記①か②を満たす。



<技能実習2号>



<特定技能>

【免除対象】
日本語試験
特定技能1号評価試験

NG



技能実習2号として在留時、
2年6か月で修了の場合には、技能
検定3級等を取得していても不可



<技能実習2号>



<特定技能>

【合格必須】
日本語試験
特定技能1号評価試験